

仕 様 書

1. 件 名 人権啓発推進事業用プラスチック色鉛筆（港区役所）買入

2. 明 細

品名	仕様・規格・用途	数量
プラスチック色鉛筆	種 別：12色セット 軸形状：丸軸 単 位：1箱（12色入） 参考商品：・FY12 コピーペンシル（サクラクレパス） ・CB-NQ12C 色鉛筆（トンボ鉛筆） ・K88012CPN 色鉛筆（三菱鉛筆） ※同等品可	10箱

3. 納入場所 大阪市港区役所 協働まちづくり推進課
大阪市港区市岡1-15-25 港区役所5階53番窓口

4. 納入期限 令和7年9月30日（火）
納入については、原則平日の午前9時から午後5時30分の間とするが、納期の関係上前述以外での納品となる場合は、事前に事業担当と協議のうえ対応することも可とする。

5. 担 当 者 大阪市港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ）岡崎・小西
電話：06-6576-9975 FAX：06-6572-9512

1. そ の 他
- ・仕様書に記載した規格にあてはまるものを納品すること
 - ・契約後、製品の品名及び品番、単価明細を提出すること
 - ・納品時の検品の際は、本市担当者と共に立ち会うこと
 - ・納品物が不良品であった場合は、速やかに無償で交換すること
 - ・納品する製品については「大阪市グリーン調達方針」に則った製品を納入すること
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>
 - ・「大阪市グリーン調達方針」に合う製品がないものについては、担当者と納品前に調整すること
 - ・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする
 - ・見積の提出に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合（同等品の可否を含む）は、質問期間内に指定の方法により質問し（質問を送信したことを電話連絡すること）、その内容を熟知の上、見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。なお、同等品の可否については、カタログ等により公表されている情報にて判断する
 - ・納品物もしくは建造物等に破損・紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない
 - ・各特記仕様書を遵守すること